

お知らせ

町田市消防団が 火災予防広報を実施します

秋の火災予防運動期間中に市内全域で消防車両による巡視広報を行い、火の取り扱いへの注意を呼び掛けます。ご理解ご協力をお願いします。

11月13日(土)午後8時～9時

消防団員募集

共に地域を守る消防団員を募集しています。詳細はお問い合わせください。



防災課 ☎724・3254

開発許可等審査基準の改定について

開発許可等の審査基準の改定を予定しています。改定基準は2022年4月から施行予定です。

今後、開発行為・宅地造成・建築行為等を予定している方／詳細は市HP(右記二次元バーコード)をご覧ください。



建築開発審査課 ☎724・4395

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

1戸当たり50万円を超える住宅の耐震改修工事、自己負担額が50万円を超えるバリアフリー工事または省エネ改修工事を行った場合、改修工事が終了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。工事が完了した日から3か月以内に申告してください。詳細は、納税通知書または市HPをご覧ください。また「固定資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配布しています(市HPでダウンロード可)。

資産税課 ☎724・2118

シニア

民生委員が高齢の方のご自宅を訪問します

市では、地域で見守り、支え合う活動を推進しています。今年度も、民生委員が6月1日現在75歳以上の方がいる世帯を訪問しています。お住まいの地区により訪問の時期は異なります。また、訪問時の対面を控え、各種相談先のご案内や交通安全・防犯のチラシを自宅ポストへ投函します。

高齢者福祉課 ☎724・2141

認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場「認知症カフェ(Dカフェ)」の取り組みをオンラインで実施しています。認知症の方や家族、認知症に対して関心のある方等、お気軽にご参加ください。

認知症の方や家族、支援者等 11月16日(火)、12月15日(水)、午後1時～3時 参加方法 ZoomでミーティングID(868 1006 7984)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元バーコード)で入室可。



高齢者福祉課 ☎724・2140

認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や対応方法を学びます。受講終了後に、認知症サポーターカードを交付します。

市内在住、在勤、在学の方 11月24日(水)午後2時～3時30分 場 わくわ

くプラザ町田定30人(申し込み順) 11月2日正午～19日にイベントダイヤルまたはイベシスコード 211102Aへ。

高齢者福祉課 ☎724・2140

子ども・子育て

ご協力ください

全国ひとり親世帯等調査

国が全国のひとり親世帯等の生活実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、5年に1度行う調査です。実施に当たり、対象となった世帯を調査員が訪問します。調査票に記載された内容については、統計以外の目的に使用されることは決してありません。

母子世帯、父子世帯、父母のいない児童がいる世帯 調査期間 11月1日(月)～15日(月)

子ども家庭支援センター ☎724・4419

ひとり親家庭等への医療費助成制度

ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭に対して、医療費を助成します。下記の手続きは、いずれも各市民センター等では受け付けできません。

該当する方は申請を

18歳に達する日の年度末までの間にいる児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を現に扶養している、次のいずれかに該当する方 ①ひとり親家庭の父または母 ②父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令が出された家庭 ③父または母に一定の障がいがある家庭 ④父または母が1年以上拘禁、または児童の養育義務を放棄している家庭 ⑤両親がいない児童を養育している養育者 助成の範囲 医療機関で支払う保険診療の自己負担分(住民税が課税されている世帯は一部負担金有り) / 申請者及びその扶養義務者(同居の父・母など)の所得制限が

あります。所得限度額や申請に必要な書類など詳細はお問い合わせください。

〇現況届(更新手続き)について

令和3年度の児童扶養手当現況届を提出済みの方については、ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届を省略できます。なお、公的年金受給等の理由で児童扶養手当を受給していない方や児童扶養手当現況届が未提出の方には、10月末に現況届の用紙を送付しました。11月15日までに同封の返信用封筒で子ども総務課へ郵送してください。新型コロナウイルス感染防止のため、原則郵送での提出をお願いします。

〇申請事項が変わった際は

住所・お使いの健康保険証・同居の方の異動等、子ども総務課に届け出た内容に変更があった場合は、必ず変更届の提出をお願いします。

子ども総務課 ☎724・2143

年 末 保 育

市内在住または市内認可保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)に在籍する12月1日時点で満6か月以上の未就学児の保護者で就労のため保育が必要な方 12月29日(水)、30日(木)、午前7時～午後7時の間で保護者の方の就労時間(通勤時間を含む) 町田保育園 午前8時30分～午後5時の間は30分につき250円、午前7時～8時30分、午後5時～7時は30分につき300円 申請書・年末勤務証明書・保育カードを12月10日午後5時まで(必着)に、直接または郵送で町田保育園(〒194-0013、原町田6-26-15、☎722・2679、受付時間=月～金曜日の午前8時30分～午後5時)へ / 申請書等は11月1日～12月10日に、まちだ子育てサイトでダウンロードできます。また、子育て推進課(市庁舎2階)でも配布します。

子育て推進課 ☎724・4468

認定農業者、認定新規就農者認定書授与式を行いました

農業振興課 ☎724・2166

認定農業者、認定新規就農者への認定書授与式を、10月25日に市庁舎で行いました。

認定農業者制度は、市内の農家の中で特に意欲をもって経営の改善・発展に取り組む方を、市が支援する制度です。今回は新規2人、更新9人、合計11人の方を認定しました。

認定新規就農者とは、新たに農業を営もうとする方を、市が支援する制度です。今回は1人の方を認定しました。

授与式では、新たに認定された認

定農業者2人と新規就農者1人に、認定書が手渡されました。



ご意見ありがとうございました

パブリックコメント公表

町田市住みよい街づくり条例の改正(案)

地区街づくり課 ☎724・4267

「町田市住みよい街づくり条例」の改正に当たり、皆様のご意見を募集しました。いただいたご意見は、条例改正の参考にさせていただきます。

〇募集期間 9月15日～10月14日

〇応募者数 23人 〇意見件数 51件

〇意見概要 市HPで公表するほか、次の窓口でも資料を配布します。地区街づくり課(市庁舎8階)、市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田市民文学館

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

男女平等推進センター ☎723・2908

「女性に対する暴力をなくす運動」期間は、女性に対する暴力の根絶を呼び掛けることを目的に毎年実施しています。

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、決して許されるものではありません。

同センターでは、電話による女性悩みごと相談を実施しています。

【市庁舎をパープルにライトアップします】

女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで、市庁舎をパープルにライトアップします。

女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

11月17日、24日、いずれも水曜日午後6時30分～9時



11月は児童虐待防止推進月間です

【児童虐待防止を啓発する展示を行います】

11月1日(月)～5日(金)、午前8時30分～午後5時(11月3日を除く)

場 みんなの広場(市庁舎1階)

内 児童虐待防止に関するパネル展示、養育家庭(里親)制度の紹介(相談ブースは午前10時～午後4時30分)、オレンジリボン・ツリーの

展示等

【市庁舎をオレンジリボンの色にライトアップします】

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンにちなんでライトアップします。オレンジは子どもの明るい未来を表します。

11月3日(水)午後6時30分～9時

「虐待かも」と思ったら、すぐにお電話ください。

相談先電話番号 子ども家庭支援センター ☎724・4419、児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(年中無休、24時間受け付け)